

国家戦略特別区域諮問会議における区域計画の取扱いについて（案）

資料 4

区域計画に関するこれまでの取扱い

国家戦略特区制度では規制の特例等を活用した事業を進めるには、特区指定区域毎に定める区域計画に当該事業を位置づけ、区域会議（担当大臣と特区指定自治体の首長が開催）の審議後、総理大臣認定を得る必要。従来は、形式的な修正など軽微なものを除き、全ての区域計画変更議案を総理大臣認定に先立ち国家戦略特区諮問会議に付議（参考資料3）

民間議員の御指摘

『国家戦略特区の今後の進め方について』（令和6年6月4日諮問会議民間議員提出資料）より抜粋

国内外を問わず、経済社会を巡る環境変化を踏まえれば意思決定にはこれまで以上のスピード感が求められる（略）国家戦略特区諮問会議の付議事項や国家戦略特区区域会議の開催方法などを検証し、内容に応じて合理的かつ迅速な意思決定ができるよう、改善策を検討すべきである

今後の取扱い（案）

法令では区域計画の総理大臣認定について、諮問会議への事前付議は求められておらず、出来るだけ早期かつ合理的に特区認定事業を進めるためにも、今後は諮問会議による事前審議が必要と認められる案件を除き、区域計画の総理大臣認定後の諮問会議報告も可としたい

（参考）国家戦略特区域諮問会議の付議事項

国家戦略特区法上、付議が必要な主な事項

政令（区域指定）の制定・改廃 <特区法第2条>

基本方針作成 <特区法第5条>

区域方針作成 <特区法第6条>

区域計画の進捗状況に関する評価 <特区法第12条>

左記の他、諮問会議への主な付議事項

追加の規制・制度改革事項（毎年6月、12月にとりまとめ）

国家戦略特区法上、総理大臣が
「意見を聴取することができる」とされている事項

区域計画の認定 <特区法第8条>